

非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の 創設について

◎「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日 閣議決定）

第二 3つのアクションプラン

二 戰略市場創造プラン

テーマ1：国民の「健康寿命」の延伸

(3) 新たに講すべき具体的施策

i) 効率的で質の高いサービス提供体制の確立

① 医療・介護等を一体的に提供する非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の創設

地域内の医療・介護サービス提供者の機能分化や連携の推進等に向けた制度改革を進め、医療、介護サービスの効率化・高度化を図り、地域包括ケアを実現する。

このため、医療法人制度においてその社員に法人がなることができるることを明確化した上で、複数の医療法人や社会福祉法人等を社員総会等を通じて統括し、一体的な経営を可能とする「非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）」を創設する。

その制度設計に当たっては、産業競争力会議医療・介護等分科会中間整理（平成25年12月26日）の趣旨に照らし、当該非営利ホールディングカンパニー型法人（仮称）への多様な非営利法人の参画（自治体、独立行政法人、国立大学法人等を含む）、意思決定方式に係る高い自由度の確保、グループ全体での円滑な資金調達や余裕資金の効率的活用、当該グループと地域包括ケアを担う医療介護事業等を行う営利法人との緊密な連携等を可能とするため、医療法人等の現行規制の緩和を含む措置について検討を進め、年内に結論を得るとともに、制度上の措置を来年度中に講ずることを目指す。

さらに、大学附属病院が担っている教育、研究、臨床機能を維持向上するための措置を講ずることを前提に、非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）を活用した他の病院との一体的経営実現のために大学附属病院を大学から別法人化できるよう、大学附属病院の教育・研究・臨床機能を確保するための措置の具体的内容、別法人化に向けた必要な制度設計について、非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の検討内容等を踏まえつつ検討を進め、年度内に結論を得るとともに、制度上の措置を来年度中に講ずることを目指す。

あわせて、自治体や独立行政法人等が設置する公的病院が非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）に参画することができるよう、必要な制度措置等について検討する。

非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）に係る主な論点について

【法人の在り方に関する論点】

- ① 社員法人の独自性を保証しつつ、非営利ホールディングカンパニー型法人の意思決定等を制度的に共有する仕組みをどのように作っていくか。
- ② 非営利ホールディングカンパニー型法人及び社員法人の間で、資金の融通を行う仕組みをどのように作っていくか。
- ③ 非営利ホールディングカンパニー型法人における、非営利性の確保等をどのように図っていくか。

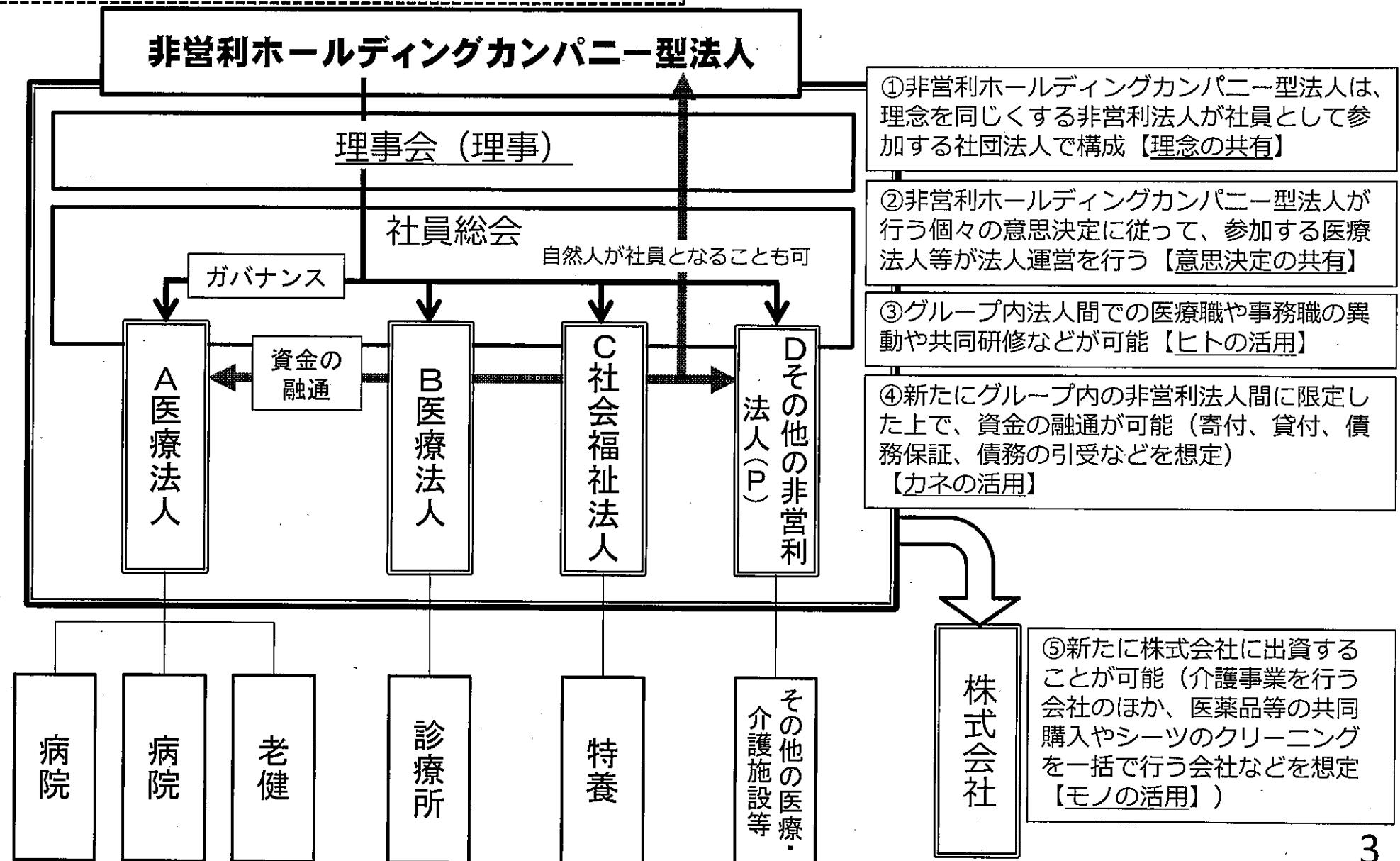
【事業の在り方等に関する論点】

- ④ 非営利ホールディングカンパニー型法人の地理的活動範囲を定める地域要件を設けるべきか。
 - ⑤ 非営利ホールディングカンパニー型法人が制度の目的等に従って設立・運営されることを確認するための仕組みとして、どのようなものが考えられるか。
 - ⑥ 比較的規模が大きくなる非営利ホールディングカンパニー型法人について、その透明性及び適正性の確保を図っていくべきではないか。
 - ⑦ 仮称とされている非営利ホールディングカンパニー型法人制度の正式名称について、どのようなものがよいか。
- ※ これらの論点について議論しつつ、さらに深めるべき論点や他の論点があれば、さらに議論を進める。

非営利ホールディングカンパニー型法人制度のイメージの一例

※ 医療法人の非営利性等との整合性が検討のポイント

※現時点でのイメージであって、今後、本検討会において具体的に検討。



「統括医療法人（仮称）」制度の提案

1

2

2014年6月27日

公益社団法人 日本医師会

- 6 ● 2014年度から運用が始まる病床機能報告制度による情報を活用して、2015年度以降、地域医療構想（ビジョン）を策定し、医療機能の分化・連携を推進する。
- 7 ● 日本の医療を担ってきた地域の医療機関が、地域包括ケアシステムの構築にむけてさらにその機能を発揮できるよう、健全な育成を推進する。
- 8 ● 以上の実現にむけて、日本医師会は、非営利原則を堅持しつつ、地域の医療機関が有機的に連携できるよう「統括医療法人（仮称）」制度を提案する。
- 9
- 10
- 11
- 12
- 13
- 14
- 15 1. 統括医療法人のイメージ
- 16 ● 医療法に基づく医療法人の一類型である。理事長は、原則として医師とする。統括医療法人の社員は、参加法人、及び個人立病院・個人立診療所の開設者とする。
- 17
- 18
- 19 ● 参加法人は、医療法人または社会福祉法人であること。なお、社会福祉法人は、病院、診療所または介護老人保健施設を開設している者に限る。
- 20
- 21
- 22 ● 社員総会の議決権は、拠出・出資額、規模等にかかわらず一社員一票とする。一社員一票のため、参加法人の関係者（役職員、親族等）は社員になることはできない。
- 23
- 24
- 25 ● 特定の企業の影響下にある参加法人及び個人は、統括医療法人の社員になることはできない。
- 26
- 27 ● 統括医療法人は配当を行ってはならない。また、統括医療法人と参加法人との間、及び参加法人間で資金を融通する場合において、剰余金等の配当とみなされる行為を行ってはならない。
- 28
- 29
- 30 ● 統括医療法人は、地域医療ビジョン及び「協議の場」の結果に従い、

- 1 またそのカバーする範囲は、当該法人が立地する地域医療ビジョンの
 2 構想区域とする。
- 3 ● 大学法人は統括医療法人を設立することはできない。また、国立病院
 4 機構や公的医療機関等が参加する場合には、本部機能から切り離す。
- 5

6

7 2. 統括医療法人の地域における非営利性の確保

- 8 ● 統括医療法人の設立・拡大にあたり、外資を含む金融機関等が深く関
 9 与し、実質的に支配されることがないよう、行政、地域の関係者等が
 10 監視・評価できるよう仕組みを設ける。また、医療機関の不動産等を
 11 担保とした資金調達により、統括医療法人の拡大戦略に走るようなこ
 12 とは、地域医療の安定的確保の観点から認められない。
- 13 ● 都道府県知事は、統括医療法人及びその参加法人が営利性の高い特定
 14 の者と関係が強いと認められる場合など、要件を満たさないときは設
 15 立を認可しない。
- 16 ● 都道府県知事は、統括医療法人及び参加法人が営利性の高い特定の者
 17 と関係を持つようになった場合、設立認可の取消の他、解散を要請す
 18 ることや、役員解任等の必要な措置をとることを命じることができる。
 19 さらに、それに従わない場合は業務停止命令等ができる。
- 20 ● 統括医療法人は、医療法人会計基準の「関連当事者」に関する規定の
 21 開示を行う。
- 22 関連当事者とは¹
- 23 イ 関係法人(当該医療法人の役員職員等が他の法人の意思決定機関の
 24 過半数を構成する場合の他の法人、他の法人の役員職員等が当該医
 25 療法人の意思決定機関の過半数を構成する場合の他の法人、当該医
 26 療法人と他の法人のいずれか一方が他方の資金調達額の過半の融
 27 資(債務保証を含む。)を行っている場合の他の法人又は当該医療
 28 法人と他の法人のいずれか一方が他方の意思決定に関する重要な

¹四病院団体協議会(会計基準策定小委員会)が取りまとめた「医療法人会計基準に関する検討報告書」

²医療法人会計基準(3)医療法人会計基準注解<注20>「関連当事者との取引の記載範囲について

1 契約を有する場合の他の法人を言う。以下同じ。)

2 □ 当該医療法人と同一の関係法人をもつ法人

3 ハ 当該医療法人の役員及びその近親者(配偶者及び二親等内の親族を
4 言う。以下同じ。)

5 ● 当該医療法人は、株式会社を設立すること、株式会社の株主となるこ
6 とはできない。

7 ● 統括医療法人の役員及びその近親者が支配している法人

8

9

10 3. 統括医療法人の適正な運営の確保

11 ● 統括医療法人の設立・合併・解散は、都道府県知事が認可する。知事は、
12 認可・不認可の決定に当たり、都道府県医療審議会の意見聴取だけでは
13 なく、その審議結果及び「協議の場」の結果を最大限に尊重する。また、
14 地域医療ビジョン、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に
15 関する法律に基づく都道府県計画及び市町村計画も考慮する。

16 ● 地域の関係者で構成する委員会を設け、必要に応じて、その建議により
17 医療審議会の審議事項とする仕組みを設ける。
18 ● 統括医療法人の設立後も、地域医療ビジョンの実現のため、地域医師会
19 も参画する「協議の場」において統括医療法人の事業運営状況を評価す
20 る仕組みを設ける。また統括医療法人には、事業運営に当たり、「協議の
21 場」の協議結果の遵守を求める。
22 ● 外部監査を義務づける。

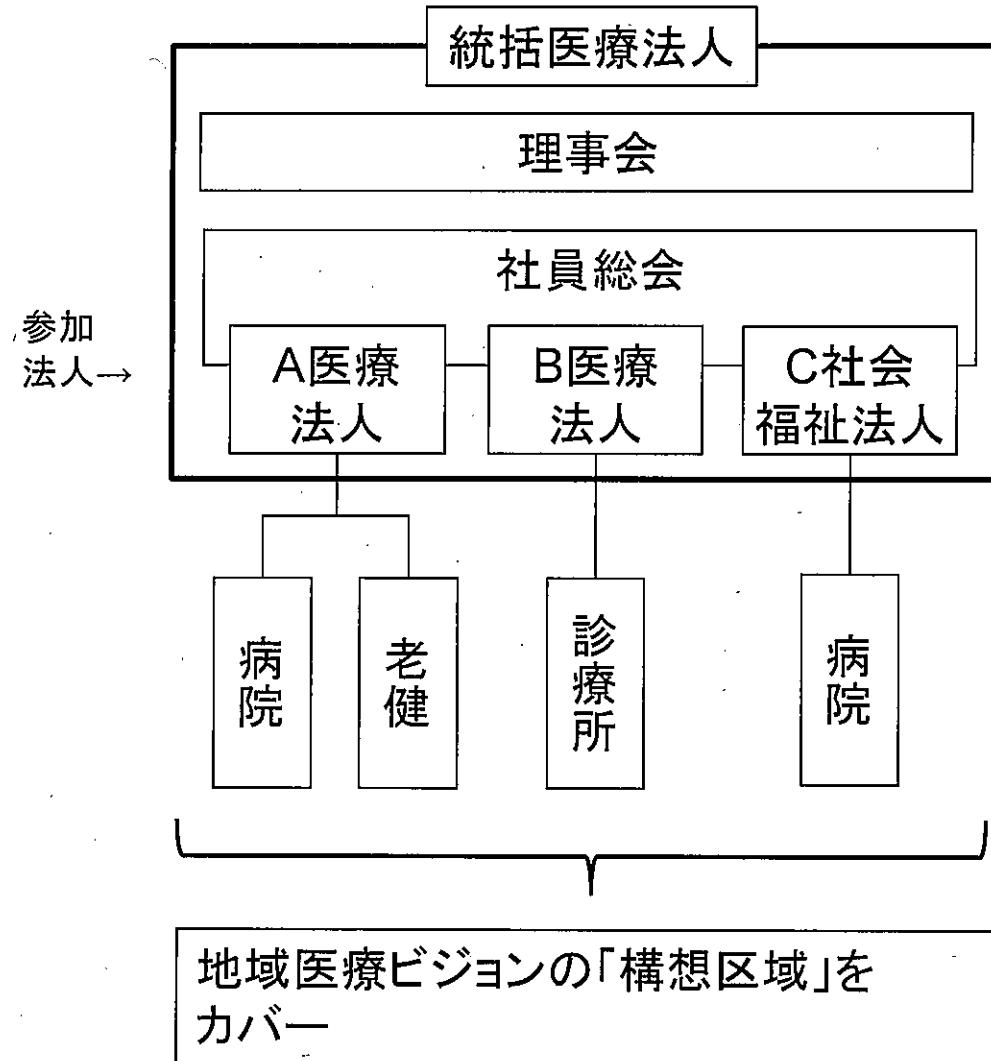
23 ● 地域住民等からの開示請求いかんにかかわらず、財務諸表や事業報告書
24 等を、ホームページを含めて常時閲覧できるようとする。

25 ● 統括医療法人が財團の場合は、評議員に地域の関係者代表を加える。
26 ● 統括医療法人 자체は、病院、診療所、介護老人保健施設を経営しない。
27

28

統括医療法人(仮称)のイメージ

統括医療法人には、地域医療ビジョン、地域医師会も参画する「協議の場」の協議結果の遵守を求める。



統括医療法人の参加法人は非営利法人(医療法人と医療機関を開設する社会福祉法人)。特定企業の影響の下にある法人の参加は不可。

- 情報開示の徹底と事後フォロー
- 財務諸表・事業報告書の開示
 - 第三者が事業運営の状況を評価
 - 外部監査の義務付け

都道府県知事が、統括医療法人の設立・合併・解散を認可。
知事は、都道府県医療審議会からの意見聴取だけではなく、その審議結果を最大限に尊重し、かつ「協議の場」の結果の遵守を確認。

前回の検討会での議論について

- ① 社員法人の独自性を保障しつつ、非営利ホールディングカンパニー型法人の意思決定等を制度的に共有する仕組みをどのように作っていくか。

I 理念の共有について

社員法人における理念の共有について

II 意思決定の共有について

1 HD法人が行う意思決定の範囲について

2 HD法人の社員総会における意思決定について

- 日本医師会提案の「統括医療法人（仮称）」のとおり、社員総会の議決権は、拠出・出资額、規模等にかかわらず一社員一議決権とすべきではないか。また、一社員一議決権とした場合には、社員法人の関係者（役職員、親族等）は社員になることはできないとすべきではないか。

1

- HD法人は、社員法人が自発的に集まって設立されるものであり、強制的なものではない。これを前提とすると、全体最適を目指すために、例えば、社員法人の信頼関係の中で、HD法人の社員又は理事という特定の運営者に、ある程度運営の権限を委ねるなど柔軟な形も考えられるのではないか。また、非営利は営利と異なり、所有権ではなく組織目的に沿って人選をしていくことが必要であり、その観点からすると、組織目的にかなう理事等の人選を、どのように地域社会も含んで行えるかという仕組みづくりがより重要ではないか。

3 社員法人が共有すべき意思決定の範囲の明確化について

4 社員法人がHD法人の意思決定に従って運営することの制度的な担保措置について

- 社員法人の社員の過半数をHD法人及びその理事が占めることについては、社員法人がHD法人に支配されることとなり、例えば、社員法人が持っている医療又は介護の機能を一方的に処分、分割、再編することなどが行われる恐れがある。したがって、手段としては、強力すぎるものであり、HD法人の意思決定に反しない限り、社員法人が独自に運営を行うことができることとは相容れないのではないか。

3

- 出資割合に応じて議決権を与えることは、株式会社の論理を導入することであり、また、立ち位置が異なる社員法人が平等に発言できるようにするという観点からも、不適切ではないか。
- HD法人に対する出資割合や債務保証の割合に応じて議決権を与えるということは、資本の論理を導入することであり、これまでの法改正を踏まえた医療法人制度における非営利性の考え方にはぐわないのではないか。
- 法人の規模に応じて議決権を与えるとした場合、小さな規模の法人などが入りづらくなるため、規模、機能に関わりなく発言できるような仕組みがよいのではないか。
- HD法人は医療法人の一類型を作るという話より、もう少し広い概念で話が進んでいると考える。そうした場合、地域の中の様々な組織の一つ一つが、経営主体としての発言権を持つことが重要ではないか。
- 新たな法人制度は、非営利の原則堅持、地域医療の充実という観点から、医療法人の一類型とし、理事長も原則医師とすべきではないか。
- HD法人の社員総会の議決権を定款で自由に定められた場合、歯止めがかからなくなってしまうため、不適当ではないか。

2

- 社会福祉法人の評議員会の意思とHD法人の意思とが一致しないときは、その調整が難しくなるのではないか。

5 社員法人のHD法人からの脱退に係る仕組みの整備について

- 仮に社員法人の社員の過半数をHD法人及びその理事が占める仕組みを導入するとした場合であって、社員法人の社員総会におけるHD法人からの脱退の議案については利益相反的なものとしてHD法人及びその理事は議決権がないという整理をするのであれば、他に利益相反的なものがあるのか整理が必要ではないか。
- HD法人に社員総会又は理事会の過半数を握られている状態では、現実には脱退は困難である。

4

- ② 非営利ホールディングカンパニー型法人及び社員法人の間で、資金の融通を行う仕組みをどのように作っていくか。

1 資金の融通の手段について

2 資金の融通の対象となる社員法人の要件について

3 資金の融通の目的について

- 社会福祉法人の収入の多くは非課税であるが、その収入から生じた資金を医療法人の行う課税事業に融通することは、社会的に受け入れられないと思われる所以、整理が必要ではないか。

5

- HD法人の運営に、地域住民の利益をどのように反映するかが課題ではないか。
- HD法人の運営に地域住民の利益を反映するためにも、正に地域住民の意向をどう考えるかが基本的な考え方として進められる「協議の場」の結果を尊重すべきではないか。
- 地域住民の意見を全て聞くことは財源の問題から困難であり、地域住民の意見の反映は一定程度、制限されるべきではないか。
- HD法人は、株式会社を設立すること、株式会社の株主となることはできないとすべきではないか。

2 HD法人の社員における権利・義務について

- 特定の企業の影響下にある法人及び個人は、HD法人の社員になることはできないこととすべきではないか。
- 個人が社員としてHD法人に参加する場合は、個人立の病院・診療所の開設者を社員としてはどうか。

7

- ③ 非営利ホールディングカンパニー型法人における、非営利性の確保等をどのように図つていくか。

1 HD法人が非営利性を確保すること

- HD法人は配当を行ってはならず、またHD法人と社員法人との間及び社員法人間で資金を融通する場合において、剩余金等の配当とみなされる行為を行ってはならないとすべきではないか。
- HD法人の設立及び拡大に当たり、外資を含む金融機関等が深く関与し、HD法人が実質的に支配されることがないよう、また、HD法人が一方的な拡大戦略に走らないよう、行政、地域の関係者等が監視・評価できるような仕組みを設けるべきではないか。
- 都道府県知事は、HD法人及びその社員法人が営利性の高い特定の者と関係が強いと認められる場合など、要件を満たさないときは設立を認可しないとすべきではないか。
- 都道府県知事は、HD法人及び社員法人が営利性の高い特定の者と関係を持つようになった場合、設立認可の取消の他、解散を要求することや、役員解任等の必要な措置を命じることができることとし、これに従わない場合には、業務停止命令等ができるとすべきではないか。

6

3 HD法人の社員法人について

- 国立病院、自治体病院その他公的医療機関等は、構想区域を越えた広域的な組織であり、法人本部の意思決定が、地域医療ビジョンや「協議の場」での考え方と相容れない場合も考えられるため、本部機能から切り離す必要があるのではないか。
- 大学病院はもともと医師等の医療関係者の養成や高度な医療技術の提供・研究が設立趣旨であり、個々の地域に根付き、理念を共有する中小法人等が互いに人材や資金等を融通し合うというHD法人の考え方とは、かなりイメージが違う。大学病院はHD法人の構想から外すべきではないか。

8
9

④ 非営利ホールディングカンパニー型法人の地理的活動範囲を定める地域要件を設けるべきか。

○ HD法人制度の趣旨は、地域に根差して医療を提供してきた医療法人等の横の連携を強化して、地域で医療等が完結するシステムを作ろうということであり、そうであれば、地域の概念については、日本医師会提案の「統括医療法人（仮称）」のとおり、地域医療構想の構想区域とすることが最も妥当ではないか。

9

○ HD法人の設立後も、地域医療構想の実現のため、地域医師会も参画する「協議の場」において、HD法人の事業運営状況を評価する仕組みを設けるべきではないか。

○ HD法人には、事業運営に当たり、「協議の場」の協議結果の遵守を求めるべきではないか。

○ HD法人自体は、病院、診療所又は介護老人保健施設を経営しないものとすべきではないか。

11

⑤ 非営利ホールディングカンパニー型法人が制度の目的等に従って設立・運営されることを確認するための仕組みとして、どのようなものが考えられるか。

○ HD法人の設立・合併・解散は、都道府県知事が認可すべきではないか。その際、都道府県知事は、認可・不認可の決定に当たり、都道府県医療審議会の意見聴取だけではなく、その審議結果及び「協議の場」の結果を最大限に尊重すべきではないか。また、地域医療構想並びに地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する都道府県計画及び市町村計画も考慮すべきではないか。

○ 都道府県知事は、HD法人及びその社員法人が営利性の高い特定の者と関係が強いと認められる場合など、要件を満たさないときは設立を認可しないとすべきではないか。（再掲）

○ 都道府県知事は、HD法人及び社員法人が営利性の高い特定の者と関係を持つようになつた場合、設立認可の取消の他、解散を要求することや、役員解任等の必要な措置を命じることができることとし、これに従わない場合には、業務停止命令等ができるとすべきではないか。（再掲）

○ 必要に応じて、地域の関係者で構成する委員会を設け、同委員会よりHD法人の運営に関する建議があれば、都道府県医療審議会で審議を行う仕組みを設けるべきではないか。

10

⑥ 比較的規模が大きくなる非営利ホールディングカンパニー型法人について、その透明性及び適正性の確保を図っていくべきではないか。

○ HD法人は、医療法人会計基準における「関連当事者」に関する開示を行うべきではないか。

○ HD法人は、外部監査を義務付けるべきではないか。

○ HD法人は、その財務諸表や事業報告書等を、ホームページを含めて常時閲覧できるようにすべきではないか。

12

10

⑦ 仮称とされている非営利ホールディングカンパニー型法人制度の正式名称について、どのようなものがよいか。

- 統括医療法人としてはどうか。また、介護も入ってくるのであれば、統括医療介護法人という意見もある。
- 非営利総括医療法人としてはどうか。

13

⑧ その他

- もう少し具体的に分かるようにして説明してほしい。
- まだよく分からぬ点が残る。
- 医療法人の一類型として考えるのか、それとも医療・福祉推進のための組織ということで考えるのか、厚生労働省ではどう考えているのか。
- 何がメリットとしてホールディングカンパニーにあるのか、というのが見えてこないのではないか。

14

11

新型法人の具体的イメージ案について

○ 新型法人設立の趣旨・期待できる効果としては、どのようなことが考えられるか。

(以下は議論のためのたたき台)

新型法人設立の趣旨

新型法人を設立し、既存法人の独自性を一定程度保障しながら、グループ全体に関する意思決定を一元的に行うことで複数の医療法人等を一体的に運営していくこととすると、これにより、地域の医療提供体制において医療法人等間の横の連携を強化し、競争よりも協調を進めることで、病床機能の分化・連携などを行い、地域包括ケアをさらに進めていくとともに、医療資源（ヒト・モノ・カネ）を効率的に活用することで医療提供体制を確保することができるのではないか。

期待できる効果

以下の効果が考えられるのではないか。

○ 医療等サービスの向上（地域包括ケアの推進）

新型法人において、参加法人を含めた運営方針を決定し、医療資源等を効率的に活用することにより、地域住民に対する医療等のサービスを向上させる。

- ・当該患者の症状に合ったグループ内医療機関の相談・紹介
- ・グループ内医療機関の患者情報の一元的把握
- ・退院支援・退院調整ルールの策定
- ・救急受入ルールの策定
- ・介護事業を行う株式会社に出資することによる介護事業の拡充
- ・在宅医療・介護事業に未参入の医療法人が事業を新たに実施（グループ内からノウハウ・資金入手）

○ 法人の経営効率の改善等（医療提供体制の確保）

グループの一体的運営によりヒト・モノ・カネを有効活用し、各法人の経営効率を改善させることで、医療提供体制の確保を図る。

- ・グループ全体での採用・人事異動
- ・グループ全体での従業者のキャリアパスの構築
- ・管理業務・共通業務の一括実施（統一システム、共同研修、共同物品購入、庶務等）
- ・医薬品等の共同購入・シーツのクリーニング等を一括で行う株式会社に出資して効率性を向上
- ・グループ内の資金融通（貸付等）の実施
- ・グループとしてのブランド力（信用力）の獲得

○ 新型法人制度のガバナンスとして、どのような仕組みが考えられるか。

(以下は議論のためのたたき台)

